

社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会役員の選任規程

施行 平成 29年 4月1日

改正 令和 3年 5月31日

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会定款第19条役員の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の数)

第2条 この法人の役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事の数 8名
- (2) 監事の数 2名

(理事の選出区分)

第3条 理事は次に掲げる区分の中から選出するものとする。

- (1) 地域の福祉関係者
- (2) 社会福祉事業を営む団体の役員
- (3) ボランティア団体の代表
- (4) 社会福祉関係団体の代表
- (5) 社会福祉事業に協力する者(団体)
- (6) 社会福祉に関し、学識経験を有する者
- (7) 行政の代表

(監事の選出区分)

第4条 監事は次に掲げる区分の中から選出するものとする。

- (1) 地域の福祉関係者
- (2) 財務管理に関し、学識経験を有する者

(その他)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て定める。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 現在の役員任期は平成28年会計年度最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

附 則

この規程の一部改正は、令和3年5月31日から施行する。